

各 位

平成 19 年 5 月 23 日

会 社 名 株式会社 大真空
代表者名 取締役社長 長谷川 宗平
(コード番号 6962 大証第 1 部)
問合せ先 取締役 管理統括
石井 孝利
(TEL. 079-426-3211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 株主が有する单元未満株式の権利を明確にするため、変更案第 11 条（单元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 定款第 11 条の新設に伴い現行定款第 11 条以下の条数を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u> <u>に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告</u> <u>とする。ただし、事故その他や</u> <u>むを得ない事由によって電子公</u> <u>告による公告をすることができ</u> <u>ない場合は、日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 11 条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の株主は、その有する単</u> <u>元未満株式について、次に掲げ</u> <u>る権利以外の権利を行使するこ</u> <u>とができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲</u> <u>げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定に</u> <u>よる請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募</u> <u>集株式の割当ておよび募集新株</u> <u>予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
【第 11 条～第 39 条 条文省略】	【第 12 条～第 40 条 現行どおり】